

兵庫県公報

令和4年12月1日 木曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

病院局管理規程	ページ
○ 病院事業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程	1

病院局管理規程

病院事業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和4年12月1日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

兵庫県病院局管理規程第14号

病院事業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程

(病院事業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 病院事業職員の給与に関する規程(平成14年病院局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第2条第2項及び第3項を次のように改める。

2 職員の定年等に関する条例(昭和59年兵庫県条例第15号。以下「定年条例」という。)第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額を、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の款に定める基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第14号。以下「勤務時間規程」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育休法」という。)第10条第3項の規定により育児短時間勤務の承認を受けた職員(育休法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、その受ける号給に応じた額に、勤務時間規程第2条第2項、第3項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

第12条第1項第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第17条第3項中「当該各号に定める額」の次に「(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同項第1号中「再任用職員以外のもの」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「(地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)にあつては、その額に勤務時間規程第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を「(勤務時間規程第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)」に改める。

第39条第1項第1号中「条例第18条第1項の規定による勤務をしたとき」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員が条例第18条第1項の規定による勤務をしたとき」に改め、同項第2号中「条例第18条第2項の規定による勤務をしたとき」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員が条例第18条第2項の規定による勤務をしたとき」に改め、同号を同項第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 定年前再任用短時間勤務職員が条例第18条第1項の規定による勤務をしたとき 別表第16に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額(勤務に従事する時間等を考慮して勤務に従事した時間が7時間45分を超える勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

- ア 1種 11,000円
- イ 2種 10,000円
- ウ 3種 9,000円
- エ 4種 8,000円
- オ 5種 6,000円

同項中第3号を第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員が条例第18条第2項の規定による勤務をしたとき 別表第16に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 1種 5,500円
- イ 2種 5,000円
- ウ 3種 4,500円
- エ 4種 4,000円
- オ 5種 3,000円

第40条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項第9号中「地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した職員、同法第28条の3第1項若しくは第2項の規定により勤務した後退職した職員又は職員の再任用に関する条例(平成13年兵庫県条例第9号)第2条各号に掲げる者」を「定年条例第2条の規定により退職した職員又は定年前再任用短時間勤務職員として勤務した後退職した職員」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第42条第1項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第65条第2項第3号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 定年条例第2条の規定により退職した職員、同条例第4条第1項若しくは第2項の規定により勤務した後退職した職員又は定年前再任用短時間勤務職員として勤務した後退職した職員が引き続いて公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年兵庫県人事委員会規則第1号)別表第1に掲げる団体若しくは同規則別表第2に掲げる法人又はこれらに準じるものとして人事委員会が認める団体(以下「派遣規則団体等」という。)の役職員として在職した後引き続き第1号会計年度任用職員となった場合における当該派遣規則団体等の役職員としての在職期間

同条第6項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 定年条例第2条の規定により退職した職員、同条例第4条第1項若しくは第2項の規定により勤務した後退職した職員又は定年前再任用短時間勤務職員として勤務した後退職した職員が引き続いて派遣規則団体等の役職員として在職した後引き続き第1号会計年度任用職員となった場合における当該派遣規則団体等の役職員としての在職期間は、その全期間を参入する。

附則第21項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の38項を加える。

(特定日以後の給料月額の特例)

40 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年兵庫県条例第39号。以下「令和4年改正条例」という。)第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和59年兵庫県条例第15号。以下「改正前の定年条例」という。)第3条第2号に掲げる職員にあっては、63歳)に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

41 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 令和4年改正条例第1条の規定による改正前の定年条例第3条第1号に掲げる職員のうち、病院及び診療所において医療業務に従事する職員
- (3) 職員の定年等に関する条例(昭和59年兵庫県条例第15号)第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- (4) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職(同条例第6条に規定す

る職をいう。)を占める職員

(管理監督職勤務上限年齢調整額)

- 42 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第40項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(附則第50項で定める職員を除く)には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 43 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
(管理監督職勤務上限年齢調整額に準ずる額)
- 44 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第40項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第42項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、附則第51項から附則第60項までで定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 45 附則第42項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第40項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、附則第61項から附則第76項までで定めるところにより、附則第42項又は附則第43項若しくは前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
(読替規定)
- 46 附則第42項又は附則第44項若しくは前項の規定による給料を支給される職員に対する第22条第2項及び第40条第4項(第42条第3項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「給料」とあるのは、「給料と附則第42項又は第44項若しくは前項の規定による給料の額との合計額」とする。
(附則第40項の規定の適用を受ける職員の初任給調整手当)
- 47 附則第40項の規定の適用を受ける職員に対する第11条の規定の適用については、当分の間、同条第3項の規定中「別表第15表」とあるのは、「別表第15条の2」とする。
(附則第40項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当)
- 48 附則第40項の規定の適用を受ける職員に対する第39条の規定の適用については、当分の間、同条規定中「当該各号に定める額」とあるのは、「当該各号に定める額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)」とする。
- 49 この項から附則第75項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 管理監督職 職員の定年等に関する条例第6条に規定する職をいう。
 - (2) 異動期間 職員の定年等に関する条例第9条第1項に規定する異動期間(同項から同条第4項までの規定により延長された期間を含む。)をいう。
 - (3) 特例任用後降任等職員 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下「他の職への降任等」という。)をされた職員であつて、附則第42項に規定する異動日(以下「異動日」という。)の前日において第1項特例任用職員(職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)又は第3項特例任用職員(同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)であつたものをいう。
 - (4) 特定日 附則第40項に規定する特定日をいう。
 - (5) 降格 職員の給与に関する規則第2条第7号に規定する降格のうち、他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
 - (6) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない初任給基準表に異なる初任給の定めがある職種に属する他

の職への異動をいう。

- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 上限額 職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項又は第17条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあっては、当該給料月額に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をいう。）
- (9) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。
（附則第42項で定める職員）

50 附則第42項で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員
- ア 異動日以後に初任給基準異動をした職員
- イ 異動日から特定日までの間に降格をした職員
- ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
- エ 異動日以後に管理者がその号給を決定した職員
- (2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員
（他の職への降任等をされた職員に対する附則第44項の規定による給料の支給）

51 他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に附則第40項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項及び次項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「附則第51項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（附則第53項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、附則第51項基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、附則第44項の規定による給料として支給する。

- (1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額
- (2) 異動日から特定日までの間に降格をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
- ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額
- (4) 異動日以後に管理者がその号給を決定した職員 管理者が定める額
- (5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得

た額

- 52 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「附則第51項基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 53 附則第51項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は附則第51項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される附則第51項基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 54 附則第51項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、管理者が定める日以後、管理者が定める額を、附則第44項の規定による給料として支給する。
- （特例任用後降任等職員に対する附則第44項の規定による給料の支給）
- 55 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日（定年条例第9条の規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に附則第40項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項及び次項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「附則第55項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（附則第57項各号、附則第59項及び附則第60項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、附則第55項基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、附則第44項の規定による給料として支給する。
- 56 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「附則第55項基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 57 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に附則第40項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項及び次項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「附則第57項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（附則第59項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、附則第57項基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、附則第44項の規定による給料として支給する。
- (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員の申出に基づき行うものを除く。以下この号において同じ。）をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のそ

の者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

- (4) 仮定異動期間末日以後に管理者がその号給を決定した職員 管理者が定める額

- (5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

- 58 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「附則第57項基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

- 59 附則第57項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であつて、同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は附則第57項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される附則第57項基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

- 60 附則第57項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、管理者が定める日以後、管理者が定める額を、附則第44項の規定による給料として支給する。

（降任相当給料表異動をした職員に対する附則第45項の規定による給料の支給）

- 61 降任相当給料表異動（地方公務員法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下同じ。）をした職員（第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任相当給料表異動をした職員を除く。附則第64項において同じ。）であつて、降任相当転任日（当該降任相当給料表異動をした日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第64項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に附則第40項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項及び次項において「特定日給料月額」という。）が降任相当転任日の前日に降任相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「附則第61項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、附則第61項基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、附則第45項の規定による給料として支給する。

- 62 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「附則第61項基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

- 63 降任相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される附則第61項基礎給料月額は、附則第61項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

- 64 降任相当給料表異動をした職員であつて、降任相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員

のうち、附則第40項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、管理者が定める日以後、管理者が定める額を、附則第45項の規定による給料として支給する。

- (1) 降任相当転任日後に給料表異動等をした職員
- (2) 降任相当転任日から特定日までの間に降格をした職員
- (3) 降任相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
- (4) 降任相当転任日以後に管理者がその号給を決定した職員

65 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任相当給料表異動をした職員であって、降任相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第68項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任相当転任日に附則第40項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項及び次項において「転任日給料月額」という。）が降任相当転任日の前日に降任相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から当該降任相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「附則第65項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任相当転任日以後、附則第65項基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、附則第45項の規定による給料として支給する。

66 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「附則第65項基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

67 仮定異動期間末日の前日から降任相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される附則第65項基礎給料月額は、附則第65項に規定する給料月額について降任相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

68 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任相当給料表異動をした職員であって、降任相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、附則第40項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、管理者が定める日以後、管理者が定める額を、附則第45項の規定による給料として支給する。

- (1) 降任相当転任日後に給料表異動等をした職員
 - (2) 仮定異動期間末日から降任相当転任日までの間に降格（職員の申出に基づき行うものを除く。）をした職員
 - (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
 - (4) 仮定異動期間末日以後に管理者がその号給を決定した職員
- （特例任用期間降格等職員に対する附則第45項の規定による給料の支給）

69 特例任用期間降格等職員（第3項特例任用職員（仮定異動期間末日において職員の定年等に関する条例第9条第3項の規定により異動期間を延長されることとなる管理監督職を占める職員も含む。）のうち、仮定異動期間末日から地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員の申出に基づき行うものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下同じ。）であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第72項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この項において同じ。）に附則第40項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項及び次項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「附則第69項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、附則第69項基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、附則第45項の規定による給料として支給する。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- (2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- 70 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「附則第69項基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 71 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される附則第69項基礎給料月額は、附則第69項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 72 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、附則第40項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、管理者が定める日から地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、管理者が定める額を、附則第45項の規定による給料として支給する。
- (1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に第6条に規定する昇格をした職員
- (2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員
- (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（職員の申出に基づき行うものを除く。）をした職員
- (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- (5) 仮定異動期間末日以後に管理者がその号給を決定した職員
（人事交流等職員に対する附則第45項の規定による給料の支給）
- 73 国及び他の地方公共団体の公務員、職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号）第9条第5項第2号に規定する公庫等職員（以下「公庫等職員」という。）、職員の退職手当に関する条例第9条の3第1項に規定する公立大学法人役員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者であって、管理監督職以外の職に採用された職員（以下「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この項において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第76項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に附則第40項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳（令和4年改正条例第1条の規定による改正前の定年条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員にあっては、65歳）に達した日後における最初の4月1日（以下「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして附則第40項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項及び次項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「附則第73項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職

員となった場合にあっては特定日)以後、附則第73項基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、附則第45項の規定による給料として支給する。

- 74 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「附則第73項基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 75 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日(人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下同じ。)までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される附則第73項基礎給料月額は、附則第73項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 76 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、附則第40項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、管理者が定める日以後、管理者が定める額を、附則第45項の規定による給料として支給する。
- (1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて国及び他の地方公共団体の公務員、職員の退職手当に関する条例第9条第5項第2号に規定する公庫等職員、職員の退職手当に関する条例第9条の3第1項に規定する公立大学法人役員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの
 - (2) 人事交流等職員となった日以後に給料表異動等をした職員
 - (3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格をした職員
 - (4) 人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日)以後に育児短時間勤務等をした職員
 - (5) 人事交流等職員となった日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員
(この規程により難い場合の措置)
- 77 附則第42項、附則第44項及び附則45項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別な事情があるときは、管理者が別段の取扱いをすることができる。
- 別表第1 再任用職員以外の職員の款中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の款を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400	

別表第2 再任用職員以外の職員の款中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の款を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	296,200	338,600	393,000	466,000

別表第3 再任用職員以外の職員の款中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の款を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円 235,100	円 255,400	円 262,600	円 272,800	円 289,100	円 326,200	円 370,600

別表第4再任用職員以外の職員の款中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の款を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額
	円 244,000

別表第15の次に次の別表を加える。

別表第15の2（附則第47項関係）

期間の区分	職員の区分 第11条第2項の職員
(1) 採用の日から1年間	円 35,600
(2) (1)の期間が満了する日の翌日から1年間	35,600
(3) (2)の期間が満了する日の翌日から1年間	35,600
(4) (3)の期間が満了する日の翌日から1年間	35,600
(5) (4)の期間が満了する日の翌日から1年間	35,600
(6) (5)の期間が満了する日の翌日から1年間	35,600
(7) (6)の期間が満了する日の翌日から1年間	33,700
(8) (7)の期間が満了する日の翌日から1年間	32,500
(9) (8)の期間が満了する日の翌日から1年間	31,200
(10) (9)の期間が満了する日の翌日から1年間	30,000
(11) (10)の期間が満了する日の翌日から1年間	28,700
(12) (11)の期間が満了する日の翌日から1年間	27,400
(13) (12)の期間が満了する日の翌日から1年間	26,200
(14) (13)の期間が満了する日の翌日から1年間	24,900
(15) (14)の期間が満了する日の翌日から1年間	23,900
(16) (15)の期間が満了する日の翌日から1年間	23,000
(17) (16)の期間が満了する日の翌日から1年間	22,000
(18) (17)の期間が満了する日の翌日から1年間	21,000
(19) (18)の期間が満了する日の翌日から1年間	20,000
(20) (19)の期間が満了する日の翌日から1年間	19,000
(21) (20)の期間が満了する日の翌日から1年間	18,100
(22) (21)の期間が満了する日の翌日から1年間	17,600

(23)	(22)の期間が満了する日の翌日から1年間	17,200
(24)	(23)の期間が満了する日の翌日から1年間	16,600
(25)	(24)の期間が満了する日の翌日から1年間	16,200
(26)	(25)の期間が満了する日の翌日から1年間	15,800
(27)	(26)の期間が満了する日の翌日から1年間	15,300
(28)	(27)の期間が満了する日の翌日から1年間	14,900
(29)	(28)の期間が満了する日の翌日から1年間	14,400
(30)	(29)の期間が満了する日の翌日から1年間	14,200
(31)	(30)の期間が満了する日の翌日から1年間	13,900
(32)	(31)の期間が満了する日の翌日から1年間	13,500
(33)	(32)の期間が満了する日の翌日から1年間	13,000
(34)	(33)の期間が満了する日の翌日から1年間	12,300
(35)	(34)の期間が満了する日の翌日から1年間	11,800

備考 臨時的任用である医師又は歯科医師（採用による欠員の補充が特に困難であると管理者が認める医師又は歯科医師を除く。）に支給する初任給調整手当の額は、この表に掲げる額に2分の1を乗じて得た額とする。

（病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正）

第2条 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「職員の定年等に関する条例（昭和59年兵庫県条例第15号）第12条又は第13条第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「地公法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）」に改める。

第3条第1項及び第20条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第14項第2号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

第18条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第27条の5中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

（病院事業職員の服務に関する規程の一部改正）

第3条 病院事業職員の服務に関する規程（平成14年病院局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「地法公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは2項」を「職員の定年等に関する条例（昭和59年兵庫県条例第15号）第12条又は第13条第1項」に改める。

（病院事業職員安全健康管理規程の一部改正）

第4条 病院事業職員安全健康管理規程（平成14年病院局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第24条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（病院事業職員被服等貸与規程の一部改正）

第5条 病院事業職員被服等貸与規程（平成14年病院局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年兵庫県条例第39号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第2条第1項若しくは第2項、第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される病院事業職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第2条に規定する給料表の定年

- 前再任用短時間勤務職員の款に定める基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第5条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額とする」とする。
 - 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与規程第2条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の款に定める基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第2条の規定による改正後の病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「改正後の勤務時間規程」という。）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
 - 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、令和4年改正条例第18条の規定による改正後の病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下、「改正後の給与の種類条例」という。）第24条及び改正後の病院事業職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）第40条第2項の規定を適用する。
 - 6 改正後の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第26条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の改正後の給与規程第42条第1項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
 - 7 改正後の給与規程附則第40項から第46項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項の規定により勤務している職員には適用しない。
 - 8 次に掲げる事由が生じた暫定再任用職員のうち、令和4年改正条例第5条の規定による改正後の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第17条第1号又は第3号に掲げる職員であって、改正後の職員の給与に関する規則（以下「改正後の給与規則」という。）第29条の8第2号に規定する常例にあるものは、改正後の給与条例第17条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則管理者が定める職員とする。
 - (1) 令和4年改正条例附則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項又は第5条第1項の規定による採用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「改正前の地公法」という。）第28条の2第1項の規定により退職した日（改正前の地公法第28条の3又は令和3年改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び改正前の地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は令和4年改正条例附則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項又は第5条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
 - (2) 令和4年改正条例附則第2条第2項、第3条第2項、第4条第2項又は第5条第2項の規定による採用（地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した日（同法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び同法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は令和4年改正条例附則第2条第2項、第3条第2項、第4条第2項又は第5条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
 - 9 令和4年改正条例附則第2条第2項、第3条第2項、第4条第2項又は第5条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員に対する改正後の職員給与規則第29条の8の規定の適用については、改正後の給与規則第29条の8第2号ア中「退職した日」とあるのは、「退職した日（令和4年改正条例附則第2条第2項、第3条第2項、第4条第2項又は第5条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。
（暫定再任用職員等の単身赴任手当に関する経過措置）
 - 10 第8項に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、改正後の給与規則第33条の2に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発

生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する事務所等に通勤することが改正後の職員規則第33条の3に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員は、職員の給与等に関する条例第17条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員として管理者が定める職員とする。

11 施行日前に、改正前の職員の給与に関する規則（以下「改正前の給与規則」という。）第33条の5第7号アに該当する採用をされた職員については、これらの規定は、同規則の施行後も、なおその効力を有する。

12 施行日前に、改正前の地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用をされた職員については、改正前の給与規則第33条の5の規定は、同規則の施行後も、なおその効力を有する。

（暫定再任用職員の管理職手当に関する経過措置）

13 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第1条の規定による改正後の給与規程第17条の規定の適用については、第17条第3項第1号中「別表第16の2」とあるのは、「別表第16の3」とする。

14 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規程第17条第3項第2号の規定を適用する。

（暫定再任用短時間勤務職員の超過勤務手当に関する経過措置）

15 暫定再任用短時間勤務職員は、短時間勤務職員とみなして、給与規程第36条第3項の規定を適用する。

（暫定再任用職員の管理職員特別勤務手当に関する経過措置）

16 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規程第39条第1項及び第39条第3項の規定を適用する。

（暫定再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当に関する経過措置）

17 暫定再任用短時間勤務職員は、短時間勤務職員とみなして、給与規程第40条第5項第2号、第6号、第7号及び第42条第2項の規定を適用する。

（暫定再任用職員の期末手当及び勤勉手当に関する経過措置）

18 暫定再任用職員に対する改正後の給与規程第40条第5項第9号の規定の適用については、これらの規定中「退職した職員又は定年前再任用短時間勤務職員として勤務した後退職した職員」とあるのは、「定年条例第2条の規定により退職した職員又は同条例第4条第1項若しくは第2項の規定により勤務した後退職した職員」と、「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「暫定再任用職員」とする。

（暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額の上乗率計算）

19 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の上乗率があるときは、その上乗率を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(1) 暫定再任用短時間勤務職員 附則第4項

(2) 育児休業法第10条第1項の規定による育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 附則第3項の規定により読み替えられた附則第2項

20 暫定再任用短時間勤務職員は、短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規程第65条第2項、同条第6項及び第76条の規定を適用する。

21 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規程第65条第2項の規定を適用する。

（病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正に伴う経過措置）

22 暫定再任用職員短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定による改正後の病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第2条第3項、第3条第1項ただし書及び第2項、第4条第2項、第18条第1項及び第3項並びに第20条第2項の規定を適用する。

（病院事業職員の勤務に関する規程の一部改正に伴う経過措置）

23 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の病院事業職員の勤務に関する規程第5条第4項の規定を適用する。